

## 仕様書

### 1. 件名

平成 31 年度文献複写サービスの利用

### 2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の職員が審査業務、安全対策業務及び健康被害救済業務を遂行するうえで必要な学術文献の複写物を迅速に入手するため、当該複写物の提供サービスを利用できるようにする。

### 3. 業務内容

#### （1）複写申込方法

以下の①及び②に示す方法の提供が可能であり、複写申込みの受付を随時行っていること。また、インターネット、メール又は電話を通じて、複写の発注や手配状況の確認に対応可能であること。

##### ① サイトからの申込み

機構担当者がインターネット上に設置された複写申込サイトにアクセスし、文献を特定するために必要な事項（資料名、記事名、巻・号、ページ番号等）を入力することにより、複写の申込みができること。

また、当該サイトを用いた申込みについては、ID及びパスワードによる認証を行うこと。同時に複数担当者が利用できるよう、少なくとも2組のID及びパスワードを提供すること。

##### ② 直接連絡による申込み

所定のフォーマットに文献を特定するために必要な事項を記入し、FAX又はメールにより履行業者に送付することにより、複写の申込みができること。

#### （2）複写物の取得及び納品

- ・上記（1）に掲げる方法により複写の申込みがあった文献について、複写物を作成し、申込みを受付けてから原則として3営業日までに複写物を機構図書室まで納品すること。

- ・何らかの理由で複写物の取得が不可能な場合や、上記の日までに複写物を納品できない場合については、速やかに機構担当者に連絡し、指示を仰ぐこと。

- ・複写物は、モノクロコピーとすること。

- ・複数の複写物を同一日に納品する場合は、まとめて1件として送付すること。複写物は申込番号ごとに区別された状態としておくこと。

・著作権管理団体へ著作権料の代行処理を行い、著作権料が発生した場合は、請求に含めること（複写料金とは別に実費を支払う）。

### （３）利用件数

平成 28 年度、平成 29 年度及び平成 30 年度上半期の実績は以下のとおりである。

#### 【複写件数】

平成 28 年度：254 件

平成 29 年度：279 件

平成 30 年度上半期：113 件

#### 【発送件数】

平成 28 年度：99 件

平成 29 年度：90 件

平成 30 年度上半期：44 件

これを踏まえた平成 31 年度の年間利用予定件数につき、**複写件数は 250 件**（1 月当たり約 20 件）、**発送件数は 90 件**（1 月あたり約 7 件）とする。

なお、数量はあくまでも予定であり、実際には増減が生じる場合がある。

### （４）利用料金

① 複写料金は、複写物 1 件ごとの料金（文献複写料）及び発送 1 件ごとの料金（送料）について価格を定める単価契約とする。本仕様書とおりの事業を行うために必要な一切の費用（提携外施設等利用料、特別図書館利用料金、その他の費用を含む）はこの価格に含めること。過去の機構の発注実績を別に示すので、参考にすること。

② 3.（2）に定める著作権料はかかる複写料金とは別に実費を支払うこととする。

### （５）請求書

月締めによる一括請求が可能で、機構の指定する予算等に基づく請求区分に応じて請求書を作成することが可能であること。機構が納品書の検収を終えてから請求書を作成すること。

複写物には納品書を添付すること。

納品書には納品年月日、納品書番号、税込金額を記載すること（納品書内に複数の案件がある場合はその案件ごとの内訳を記載すること）。それ以外の記載項目等については、機構の指示に従うこと。（4）②に定める著作権料は、各納品書に記載の上、合わせて請求すること。

#### 4. 応札条件

- (1) 契約を円滑に遂行するために必要な経営基盤を持ち、事業目的の達成、計画の遂行及び事業の継続的实施に必要な組織及び人員を有していること。
- (2) インターネット上に設置された複写申込みサイトの不具合が生じた際に対応できる職員を配置できること。

#### 5. 留意事項

- (1) 履行業者は、機構担当者の指示に基づいて必要な部数のみ複写を行い、指示に基づかない複写（事前の複写等）、指示の範囲を超えた複写を一切行わないこと。
- (2) 履行業者は、複写物を機構への納品以外のいかなる目的にも用いないこと。
- (3) 履行業者は、業務上知り得た情報について、本事業以外の目的で使用、あるいは第三者に漏洩してはならない。
- (4) 履行業者は、責任者を定め、上記(1)～(3)に定める事項を確実に遵守すること。
- (5) 履行業者は、入札実施後1週間以内に機構担当者へ担当者（少なくとも2名）及びその連絡先を登録すること。
- (6) 履行業者は、インターネット上に設置された複写申込サイトのURL及びIPアドレスについて、平成31年3月31日までに機構担当者に連絡すること。また、途中でURL又はIPアドレスが変更になった場合も同様に連絡すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の実施にあたり必要な事項が発生した場合には、機構と協議の上、誠心誠意対応すること。

#### 6. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

#### 7. 納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 経営企画部リスク管理・法務支援課  
（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階東）

#### 8. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 経営企画部リスク管理・法務支援課  
（東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階東）

経営企画部リスク管理・法務支援課 喜多 邦生

経営企画部リスク管理・法務支援課 本田 耕平

電話：03-3506-9490 FAX：03-3506-9461

E-mail：[libinfo@pmda.go.jp](mailto:libinfo@pmda.go.jp)